

市営住宅の入居者を募集

# 受け付けは4日から14日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格：次の要件をすべて満たす人
- 現在まで続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しよつとする親族がいること
- (高齢者・障害者世帯は1人で可)
- 住宅に困っている人
- 所定の方法で算出した世帯の所得額が20万円以下の人
- なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の人
- 市税を滞納していないこと
- 連帯保証人がいること
- (注)北団護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要
- 家賃・住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります
- 受付期間：11月4日(火)～14日(金)※土・日曜日を除く
- 受付場所：市役所5階

## 募集住宅一覧

団地名	構造	戸数	間取り(畳)
幸町 (幸町1040-3)	木造 平屋建て	1	6、4.5
南団護台 (団護台1254-1)	木造 平屋建て	1	6、4.5
北団護台 (団護台1385-1)	鉄筋 5階建て	1	3DK (6、4.5、洋間7)
	鉄筋 5階建て	1	3DK (6、6、洋間7.5)

### 車と暖房は控えめに

室内酸化物質に係る冬期対策  
 県および県内市町村は、11月から来年の1月までを、室内酸化物質に係る冬期対策実施期間と定め、特に水曜日は交通量を減らす日としました。

11月4日(火)から市役所5階  
 受付期間：11月4日(火)～14日(金)※土・日曜日を除く

1552へ。

1532へ

### 年末調整などの説明会

法人と個人の  
 白色申告者を対象に  
 法人および個人の白色申告者を



いつまでもきれいな空を

「ごとのキャッチフレーズは「千葉のそら みんなの力で さわやかに」です。きれいな空を守るため、次のように協力ください。」

- 水曜日は車の使用(車での買い物やマイカー通勤)を控える
- アイドリング・ストップ(駐車車の時のエンジン停止)を
- 暖房器具の設定温度を低め(20度)に

くわしくは環境対策課 ☎ 201532へ

## 知

対象に、平成15年分の年末調整・法定調書及び給与支払報告書の提出について、の説明会を次のとおり開催します。

なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

日時：11月19日(水) 午前の部：午前10時から、午後の部：午後1時30分から  
 会場：中央公民館講堂

くわしくは成田税務署法人課 税第二部門 ☎ 28 5151 または市税務課 ☎ 20 1513へ。

### 農業所得記帳説明会

農業所得の  
 申告方法が変わります

平成15年分所得税の確定申告(申告期間：平成16年2月16日～3月15日)からこれまでの農業所得経費標準が廃止され、収支計算による確定申告が必要になりました。

平成15年1月1日から総収入金

額と必要経費の両方について、金額の分かるものを記帳・記録保存しておくことが必要になります。

そこで、市と成田税務署では、帳簿の記帳の概要や具体的な記帳の仕方などに関する説明会を次のとおり開催します。

日時：11月26日(水) 午前10時～正午、午後2時～4時(2回)  
 会場：市役所6階大会議室

くわしくは税務課 ☎ 201513へ。

### 農業用自動車・機械の減価償却

届出は  
 12月2日までに

市では、来年度の確定申告で、農業所得を申告するときに必要となる、農業用機械などの減価償却費の計算書を送付します。

機械などで届出をしていないものがありましたら、車検証、領収書または販売証明書を持って12月2日(火)までに税務課市役所2階へ届出してください。

くわしくは同課 ☎ 201513へ。

# 飼い主は愛情と責任をもって

犬・猫による危害・被害が後を絶たないことから、県では11月1日から30日まで、県下一斉に「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るようお願いいたします。

捨てる犬・捨てる猫の禁止  
捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。動物をみだりに捨てること、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。

○犬・猫の引き取り

やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、動物愛護センターに引き



ペットも家族の一員

取ってもらう方法もあります。

○避妊・去勢

犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の手術をお勧めします。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

犬のこう傷届を

飼犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

## 秋の全国火災予防運動

# その油断 火から炎へ災いへ

11月9日(日)から15日(土)まで  
秋の全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、防火に対する関心を高め、火災から尊い生命や貴重な財産を守ることを目的としています。市消防本部では期間中、次のような催しや活動を行います。

あります。

散歩はマナーを守って  
犬の散歩は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。

また、猫についても他人の敷地などで排せつすることのないよう飼主は十分注意してください。

危険な動物は飼養許可を

ニホンザル、カニクイザルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、知事の許可が必要です。

くわしくは佐倉保健所成田支所(☎26 7231)または県動物愛護センター(☎93 5711)へ。

防火フェスタ2003

期間 11月9日(日)～15日(土)

会場 成田ユアエルム

内容

○住宅防火対策展  
住宅防火対策のためのパンフレット配布、住宅用スプリンクラー設備・住宅用火災警報器・防災用品などの住宅防火に関する展示

○防火ポスター展

市内の小中学校の児童・生徒を対象にした、防火ポスターの入賞作品74点を展示

○「火の用心」コンサート

市消防音楽隊によるプラスチック演奏を実施

日時 11月9日(日)午後1時から(予定)

会場 成田ユアエルム1階センタースタンプラザ

一般家庭の防火診断

期間中に消防職員が次の地区の家庭を訪問して、ガス器具や暖房器具などの火気使用が適切かどうかの診断と防火の相談を行います。

○東町、上町、成田、本町、仲町

…成田消防署

○寛台、飯岡：飯岡分署

○三里塚：三里塚消防署

○宗吾1～4丁目：赤坂消防署

防火診断に何う職員は、名札と腕章を着け、身分証明書を携帯しています。

老朽化消火器の回収

老朽化した消火器は破裂の恐れがあります。一般家庭で老朽化した消火器を持っている場合は、市消防本部で預かり処分します。

期間 11月10日(月)～14日(金)  
午前9時～午後4時

場所 市消防本部予防課

料金 1,000円(処分料)



一家に一本

危険物の安全対策

市消防本部管内の道路において、危険物運搬車両を対象に、警察と合同で立入検査を行います。

林野火災防止用標識の設置

例年、多数の林野火災が発生しています。その出火原因は、たき火やたばこ、火入れによる失火です。林野火災の防止のため、入山者などの防火意識の向上を目的に、林野火災防止用標識を設置します。

遊技施設火災防御訓練

自衛消防隊と3消防署による合同の火災防御訓練を実施します。

日時 11月8日(土)午前8時45分～9時30分

場所 ヒューマックスパビリオン(成田十屋)

火災予防運動期間中の防火相談は、消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

消防本部予防課	☎20	1591
成田消防署	☎20	1594
飯岡分署	☎36	0119
三里塚消防署	☎35	1007
赤坂消防署	☎26	3210

国の教育ローン

入学資金や

在学中の費用を融資

国民生活金融公庫では、高校や大学などの入学、在学中の費用を融資します。

対象＝高校・短大・専門学校・大学・海外の学校に入学・在学している人の保護者で、世帯の年間収入が990万円(事業所得者は770万円)以下の人  
融資額＝一人につき200万円以内

用途＝入学時・在学中の費用  
返済期間＝10年以内(母子家庭・交通遺児家庭の人は1年の延長が可能)

利率＝1.5%(平成15年10月1日現在)・固定金利

くわしくは国民生活金融公庫  
千葉支店 ☎043 224 4754(へ)。

教育ローンに利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では国の教育ローンの融資を受け、高校・大学などに入学ま

たは在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件＝金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け

次の2つの条件に該当する人  
市内に1年以上住んでいる人  
市税を完納している人

利子補給の期間＝交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの＝返済予定表  
住民票(世帯全員が記入されているもの)の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課 ☎20 1580(へ)。

住民票の請求

別世帯の場合は委任状を

住民票を請求するときは、個人のプライバシーを保護するための制約があります。本人または本人と同一世帯の人が請求するとき、申請書に署名または押印するだけで住民票が取れます。

ところが、住民票で別世帯の人

が代理で請求するときは、委任状(本人が署名・押印したもの)が必要です。同じ家に住んでいる家族でも、世帯が別の場合は委任状が必要となりますので、ご注意ください。

くわしくは市民課 ☎20 1525(へ)。

11月は「ちは国保月間」

保険税の納め忘れに「」注意を

11月は「ちは国保月間」です。国民健康保険は、加入者が保険税を出し合い、病気やけがなどのときに、安心して治療が受けられる助け合いの制度です。保険税の納め忘れのないよう納期限までに納付してください。

また、医療費の節約のために、日ごろから健康づくりや上手な受診を心掛けましょう。

くわしくは保険年金課 ☎20 1526(へ)。



検察審査会

検察審査員に

選ばれたらご協力を

交通事故や詐欺、脅しなどの被害に遭って、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。

検察審査会制度とは、このような不起訴処分不服のある人の申し立てを受け、事件を調べ直し、検察官の処分の善しあしを審査する制度です。

相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。

ただし、司法関係の仕事に従事している人などは、審査員にはなれません。市選挙管理委員会では、審査員候補者の職業などを調査するため、11月上旬に調査表を送ります。

審査員に選ばれたときは、市民の代表としてご協力をお願いします。

くわしくは千葉検察審査会事務局(千葉地方裁判所内) ☎043 222 0165(へ)。

今月は「国民年金制度推進月間」です  
国民年金推進員



みなさんのお宅に伺います

昨年の4月から国民年金保険料の納付先が、市から国に変わりました。

そこで、国と被保険者を結ぶパイプ役として国民年金推進員が、直接みなさんの家庭を訪問し年金をサポートします。

主な仕事は、国民年金制度の紹介、保険料に関する相談および徴収、口座振替の案内などです。

休日、夜間に電話や個別訪問を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)へ。

# 消費生活相談 Q&A

## 詐欺的な金融商品に注意！



**Q** 「外貨預金のようなもの」と金融商品を勧められました。断ったのにしつこく勧誘され、やむなく書類にサインをしてお金を渡しました。「1カ月後にお金を返します」と営業マンは言っていたのですが、あらためてサインした書類を見直すと「外国為替証拠金取引」と書いてありました。この取引はどのようなもので、どうすればよいですか。

**A** 「外国為替証拠金取引」とは、一定の証拠金(保証金)を預け、証拠金のおよそ10倍もの外国為替取引を依頼するという「取引」です。  
例えば、1ドル100円のととき100万

円の証拠金を預け、1000万円分のドルを買ったとします。ドルが10円円安(110円)になると100万円の得になり、10円円高(90円)になると100万円を損するというハイリスク・ハイリターンの取引です。専門家でも予測困難な為替相場での取引であることや仕組みが複雑なことなどから、十分な知識、経験、資金力が必要です。

だからといって、取引を業者任せにするのは大変危険です。なぜなら、売買を取引市場で実行していない詐欺的業者もいるからです。まずは「すぐに取引を止めて精算してください」と会社に指示をしましょう。その際、電話(録音する)とファクス

を併用するなど証拠を残す方法がよいでしょう。その結果、例えば損害が発生している場合は、金融商品に詳しい弁護士への相談や訴訟も考えましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日 (3日は祝日のため4日に振り替え)	9:00～16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談相談 (人権・行政相談)	25日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	18日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	13日(木)・27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	15日(土)	13:00～16:00	ユアエルム1階センタープラザ	市民よろず相談事務局
	15日(土)・16日(日)	9:00～16:00	国際文化会館の産業まつり会場	作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	13日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 10日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	4日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6日(木)・20日(木)	9:00～12:00	"	"
介護相談	6日(木)	14:00～16:00	アイリス成田在宅介護支援センター☎24-2164	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	25日(火)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234